

2. 小売業

ECシフトにより、従来型小売業とEC事業者間の競争が激化

中国の小売総額（社会消費品小売総額）は2007年に日本の小売業販売額を抜き、2015年には約30兆元にまで拡大した。消費の主体も、従来までの政府による「三公消費」から、増加する中国中間層を中心とした「大衆消費」へ移行し、ますますの拡大が見込まれる。一方、小売業界全体としてはEC市場の急成長に伴い、実店舗主体の小売業は、百貨店、総合スーパーなどの大型業態を中心に成長鈍化が顕在化している。コンビニエンスストア（以下、コンビニ）をはじめとした小型業態は高い成長率を示すものの、家賃・人件費の高騰などの影響で、単店舗の経営効率改善は喫緊の課題となっている。小売業各社は、EC市場を取り込み、既存の実店舗を活性化させる動きが活発化しており、近年は大手同士の提携が進むなど再編の動きが加速している。

ニケタ成長を維持した消費市場

中国の2015年実質GDP成長率が6.9%に減速したのに対し、中国消費市場を示す社会消費品小売総額は、2015年ベースで30億931万元、前年比10.7%増とニケタ成長を堅持した。2013年以降の儉約令、腐敗防止等による「三公消費」（公費による飲食、公用車の私的利用、公費による出張・旅行）は引き続き減少しているものの、それに代わって中国中間層を中心とする「大衆消費」が伸びを示した結果と言える。所得の安定的増加、都市化の推進、二人っ子政策などの政策も今後の消費を後押しするものと目されている。

成長鈍化が顕著になりつつある小売業

中国消費市場の堅調な成長に対し、中国小売業の伸びは鈍化傾向が見られる。中国商務部が監察する5,000社の重点小売企業（百貨店、スーパー、専門店など）の売上成長率は、2013年で既に8.9%と一ケタ成長に鈍化していたが、2014年、2015年はそれぞれ6.3%、4.5%とさらなる減速を示した。業態別に見ても、成長が鈍化している業態と成長著しい業態に差が出ている。中国連鎖経営協会の報告によると、2014年の主要業態別成長率は、コンビニエンスストアこそ17.8%（代表企業55社の成長率平均値）の成長率を示しているが、これまでのけん引役であった総合スーパーや百貨店の2014年の成長率はそれぞれ6.5%、4.5%まで落ち込んでいる。また、大型業態の閉店も加速しつつあり、2013年の総合スーパーと百貨店の閉店数は35店舗であったものの、2014年には201店舗、2015年上期は121店舗に達している。この傾向は特に家賃、人件費の高騰が深刻化している一級都市、二級都市で多く見られている。高い成長率を示したコンビニエンスストアも、従来大型業態を営んできた小売企業が新規参入するなど店舗数は拡大しているが、単店の経営状況は決して安泰とは言えない状況である。

成長を続けるEC市場

実店舗の成長鈍化が顕在化している一方、EC市場の成長は引き続き高いものであった。2015年のEC市場成長率は43%（予測ベース）を示し、EC化率（社会消費品小売総額に対するEC市場規模の割合、予想ベース）は13.5%に達し、さらに存在感を増している。

中国商業連合会が発表している中国流通業ランキングによれば、2012年のランキングにおいて、アリババグループが運営する天猫（T-Mall）の販売額は蘇寧集団に次ぐ2位であったが、2013年には3,470億元と1位へ躍り出た。さらに、2014年ランキングにおいては7,600億元と成長が停滞している2位の蘇寧控股集团を尻目に大幅に販売額を拡大した。EC業界2位の京東も合わせ、中国流通業界におけるEC事業者の成長が著しい。スマートフォン経由によるモバイルECの普及、農村部での普及などEC市場の普及が進むが、中でも近年特徴的なのが、海外製品をインターネット経由で輸入・購入する越境ECビジネスの成長である。天猫、京東などの大手プレイヤーに加え、新規参入も相次いでいる。背景には、人民元高や政策の後押しの影響も大きい。中国消費者の品質・安全性に対するニーズに国内商品が必ずしも応えきれておらず、中間層を中心にコストパフォーマンスの高い海外品に目を向けたものと見られる。

表1：中国小売業ランキング（単位：億元）

	企業名	2014年販売額	2013年販売額
1	天猫	7,600	3,470
2	蘇寧控股集团	2,735	2,653
3	京東	2,602	1,218
4	大商集团有限公司	1,702	1,504
5	国美电器有限公司	1,434	1,333
6	華潤万家有限公司	1,040	1,004
7	康成投資(中国)有限公司(大潤発)	856	807
8	沃爾瑪(中国)投資有限公司	723	722
9	山東省商業集团有限公司(銀座)	670	595
10	聯華超市股份有限公司	617	688
11	重慶商社(集团)有限公司	614	602
12	家樂福(中国)管理諮詢服務有限公司	457	467
13	永輝超市股份有限公司	430	350
14	合肥百貨大樓集团股份有限公司	378	352
15	武漢武商集团股份有限公司	340	306
16	長春歐亜集团股份有限公司	323	282
17	中百控股集团股份有限公司	322	293
18	石家庄北国人百集团有限责任公司	321	301
19	宏図三胞高科技術有限公司	303	275
20	農工商超市(集团)有限公司	293	300

出所：中国商業連合会

大手小売事業者同士の強強連合が進む

実店舗の成長鈍化、EC市場の成長という小売業界において、各社はオンラインとオフラインの融合を目的とした大手小売事業者同士の提携が進んでいる。アリババグループは、大手百貨店の銀泰百貨の最大株主となったほか、蘇寧雲商と相互出資するなど実店舗事業者との提携を増やしている。また、京東も生鮮に強みを持つ永輝超市へ出資を決めた。このような大手同士の提携はますます進んでいくであろう。

中国小売業界の課題

面積生産性の改善

家賃・人件費の高騰によるコスト上昇の傾向は当面は続く一方、EC事業者を含む小売業界の競争は激しさを増し、小売事業者各社はコスト上昇を補うまでの売上改善に至っていない。小売業各社は、メーカーへの「場所貸し」で稼いでいたため、消費者視点に立った商品企画や売場作りを行ってきていない。インターネットを活用した集客や新しい事業モデルの構築と同時に、消費者目線に立った商品企画・売場作りができる組織・人材の育成が急務である。

安心・安全などの商品の信頼性確保

日本において、訪日中国人旅行者の「爆買い」が社会現象化したり、前述の越境ECが成長したりしたのは、中国生活者の高い購買力に対し、中国国内小売業の品揃えや品質管理が期待に応えきれていない証左と言える。一部の小売業が安心・安全を強みに成長を果たす一方、業界全体としては、物流面や品質管理面の未整備により、消費者から安心・安全に対する不信任・不安感が残っているのが実態である。また、成長するEC市場においても、品質問題・偽物問題に関するクレームは増加し続けており、業界全体としての信頼確保の取り組みが必要である。

同質化からの脱却

商業施設や百貨店のみならず、総合スーパーやコンビニにおいても、売場や品揃えの同質化から脱却できずにいる。多くの小売業が、サプライヤーからの「入場料」に依存している結果、入場料を払えるメーカーから優先的に品揃えされるため、結果的に似通った売場となっている。業態にかかわらず、今後は独自ブランド（プライベートブランド）の開発や、弁当、総菜などの自社開発がますます重要となるであろう。

< 建議 >

① 内資企業・外資企業の平等性の確保

中国経済は中高速成長を維持し、量的拡大から質的向上へ、産業構造の重点が変化しつつある。小売業としては、数量や価格の競争から、徐々に品質・安全の重視、技術革新による需要の喚起に変化している。このような産業構造の変化に対応した、透明で統一的、ルール化された市場の確立が望まれる。小売業全体に対する行政による各種規制について、先行して外資企業に対して施行される場合がある。内資企業と外資企業が平等の環境で競争できる市場の確立が必要である。外資企業の合法的権益保護、知財保護を高度に重視し、内資企業・外資企業を平等に扱うことを要望する。

② 食品生産許可に掛かる製品分類の見直し

食品生産許可管理弁法（国家食品薬品監督管理総局令第16号）によると食品の生産に必要

な食品生産許可証は定められた品目分類に従って申請・認可されることになっているが、この分類は消費期限の長い工業製品を想定したものであった。2014年末に公布されたサラダ・カットフルーツの生産許可審査基準に続き、北京市は2015年7月に「チルド即食食品の生産許認可基準」を策定したほか、天津市でも2015年10月28日に「チルド食品の生産許認可基準」を策定し、「弁当」「サラダ」などの今までQS認証カテゴリーに存在しなかったチルド即食食品にも明確な審査基準ができ、企業の認証手続が比較的にスムーズになった。しかしながら、チルド即食食品の審査基準は北京市・天津市の審査基準であり、未だ他地区ではそれぞれの地区の解釈の中で、対応が統一されていないという問題がある。中国各地で統一した対応を要望する。また、食品生産許可管理弁法の施行により、一企業につき複数食品の生産が認められたと理解しているが、実際の許可申請時には複数食品の生産は認められなかった。法令に準拠した運用の徹底を要望する。

③ 食品生産許可証と食品添加物使用基準（GB2760）の食品分類の不整合について

生産許可証32分類は国家食品薬品監督管理総局から公布された規定であり、食品添加物使用基準（GB2760）食品分類は国家衛生計画生育委員会から公布された規定のため、整合性が取れていない部分がある。規定を厳守するため規定の整合性について統一していただきたく要望する。

④ バーコード規制の緩和

近代的なコンビニエンスストアシステムではオリジナル商品において提携工場、配送センター、店舗を包含したスキームで成り立っている。個々の商品のバーコードには配送タイミングなどの情報も必要であり、スキーム内ではインスタバーコードの使用が必要である。20~29番のインスタバーコードの運用緩和を要望する。

⑤ タバコ、薬、書籍等の取扱制限

消費者の利便性を高めるため、タバコ、薬、書籍等の取扱制限を緩和し、内資企業と同等の扱いとしていただきたく要望する。

⑥ コンビニエンスストアでの食品加温販売許可

都市近代化により中国の伝統的なFF店が衛生・安全面から減少している中で、コンビニエンスストアはFF料理、おでん、包子などを安心・安全に提供し、近代的な社会インフラとして民生の向上に貢献している。これらの商品は加工された商品を加温して提供するものであるが、コンビニエンスストアでの食品加温販売を可能にするには、これを飲食サービス業として規制するのではなく、食品流通業として認める必要がある。2015年10月1日より「食品経営許可管理弁法」

が施行されたが、中国各地で対応が統一されておらず、例えば北京市では区毎に対応が異なるため区によって取り扱えない商品がある。中国各地でFF料理、おでん、包子の許認可が統一した対応になるよう、細則等の策定を要望する。

⑦店舗開発における所有権証について

コンビニエンスストアの出店では物件所有権証の用途が商業用途、オフィス用途に限定されており、営業許可の取得が困難な事例がある。所有権証用途による営業免許取得可否ではなく、実体に応じて営業免許取得可否判断をしていたきたい。一方、内資便利店では学校用途等での出店も認められており、又、所有権証がない仮設物件で営業免許もなく営業している飲食店もある。公平な管理運用を要望する。

⑧営業免許について

中国（北京）では竣工後、行政区、環境局、食薬局担当により現場検査日程、内容が異なり営業許認可に竣工後約1カ月半を要するため未開店賃料負担が大きくなっている。手続のワンストップ化を要望する。又、内資便利店では、営業免許内容、経営範囲にかかわらず店内調理、FF販売等を実施しているものの何等行政処分等を受けることがないケースもあり、公平な競争となっていない。内資企業、外資企業に対して、行政が平等に対応することを要望する。

⑨消防検収、消防許認可について

賃借エリアの消防検収を取得するにはビル全体の消防検収書類等が必要であるが、賃借人には取得が難しく、手続を委託した消防業者に対して各行政消防担当から賄賂を要求されることがある。通報窓口を明確にいただければ、積極的に通報したい。又、行政区、地域の消防担当者、隊長により書類、審査日程が異なり煩雑な手続となっている。手続の合理化を要望する。

⑩賃貸借契約に関する法律整備

借地借家法に準ずる法律、法整備がなされておらず、賃借人の立場が非常に弱くなっている。例えば賃貸借契約期間が短いため短期で収益を見込まなければならず、契約更新では、新たな賃貸借条件の合意が出来なければ即撤退しなければならぬため、中・長期で賃借人の収益を見込むことが出来ない。第三次産業の発展を促進するためにも商業物件賃借人の権利保全を図る法整備を速やかに行うことを要望する。

⑪営業許認可手続

1店舗開店するにあたり必要な諸手続が多く、許可までの期間も長いことが、結果的にコスト負担増となっている。店舗建設に関連する諸手続だけでも、看板、消防、衛生、環境（排煙）と多岐に渡り、「看板設置申請」、「消防設計申請」、「消防工事完了検収」、「環境保護現場確認」、

「環境保護批准」、「環境保護検査」等の申請許認可が必要で、これらの諸手続だけでも1～3カ月程度を要する物件もある。100～200㎡程度の小規模店舗であり、且つ均一な建築材料や設備什器、店舗レイアウトで展開するチェーン店であれば上記諸手続を簡略化するなどの緩和措置を要望する。

⑫輸入手続

日本からの輸入に関して、福島第一原子力発電所の事故以降、通関、衛生許可の取得に時間を要する（1カ月半から2カ月）。以前の1.5倍～2倍の時間がかかるため、時間の短縮を要望する。

⑬公平性

公平平等という原則に基づき、内資系や外資系等企業の資本関係、企業の規模の大きさ（大型企業なり、個人営業なり）によって、政府は異なる基準で管理するのではなく、同一基準で管理いただくよう要望する。

⑭増値税の一括納税

加盟店増値税の本部一括納付に関する政策がない状況である。加盟店増値税の本部での一括納付という、企業にとっても税務機関にとっても効率がよい制度を許可いただきたく、法令の改善を要望する。

⑮就業許可証手続

グループ内での、出向社員（日本籍）の人事異動があり、赴任する会社の所在地で就業許可書、就業証を新たに申請する必要がある。申請するには、無犯罪証明書が必要であるが、地方によっては必ず日本での無犯罪証明書が必要であり、わざわざ帰国し、相応の時間をかけて無犯罪証明書を申請する必要があり、効率が非常に悪いため規定を合理化し、改善するよう要望する。

⑯インターネットでの販売

インターネット販売の市場規模が急拡大している。しかし、正規商品ではない商品が多く販売されている。商標権を違法に侵害し、模倣商品を製造する業者、それを知らずながら販売をする業者の取り締まりを強化していただきたい。また、それら業者に対して正しい税金の徴収も行い公平な競争環境の確立を要望する。